

介護事業所等及び施設等に対するサービス継続支援事業 Q&A

令和8年7月23日現在

番号	内容	質問	回答
1	対象事業所及び施設等について	今回の補助金について、対象となる事業所等及び施設等を教えてください。	令和8年3月31日時点において、広島県内に所在しており、県の交付要綱別添1に記載されている介護報酬等で運営されている事業所等及び施設等（以下「介護事業所等及び施設等」という。）となります。また、事前協議申請時に事業活動を行っており、今後も事業継続意思があることが必要です。
2	対象事業所及び施設等について	今後、廃業を予定している事業所等及び施設等は、対象に含まれますか。	令和8年3月31日までに介護保険法、社会福祉法、老人福祉法のいずれかに基づく指定を受けている介護事業所等及び施設等であっても、休止・廃止が決定している場合については対象外です。
3	対象事業所及び施設等について	休止中の事業所等及び施設等は対象に含まれますか。	令和8年3月31日時点で休止中の介護事業所等及び施設等であっても、事前協議申請時点で再開届を提出し、対象経費を支出している場合は対象です。
4	対象事業所及び施設等について	今後、開設予定の事業所等及び施設等は対象になりますか。	令和8年3月31日までに介護保険法、社会福祉法、老人福祉法のいずれかに基づく指定を受けていない場合は対象外です。
5	対象事業所及び施設等について	施設の定員数の基準日はいつですか。	令和7年4月1日とします。ただし、令和8年4月1日と著しい差が生じている場合は、御相談ください。

6	対象事業所及び施設等について	事業所等及び施設等は広島県内にあるものの、本社が広島県内にない場合、申請できますか。	本社が広島県外であっても、広島県内を所在地とする介護事業所等及び施設等が存在する場合は、当該事業所等及び施設等分については対象となります。ただし、県外に所在地を有する介護事業所等及び施設等については、本補助金の対象外ですので、申請の際にはご注意ください。
7	対象事業所及び施設等について	公立の介護事業所等は補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。ただし、運営主体が公営の場合は、補助対象外となります。
8	事前協議申請方法について	郵送での申請はできますか。	申請については、原則オンライン（電子申請システム）にてお願いします。オンラインでの申請が困難な方は、メールまたは電話にてご相談ください。
9	事前協議申請方法について	複数の事業所等及び施設等を運営する場合、事業所毎に申請することになりますか。	重複や漏れを防ぐため、法人単位で1度の申請をお願いします。※既に事業所等及び施設等で申請を行っている場合は、申請済みの介護事業所等及び施設等を除いて申請してください。
10	事前協議申請方法について	「協議日」とあるが、何の日付を入力したらよいでしょうか。	事前協議とは、「本補助金において、広島県が内示額を出すために電子申請システムを通じて、申請を集計すること」としております。つきましては、電子申請システムで申請した日付を入力してください。
11	事前協議申請方法について (7/23追加)	事前協議に別添2を添付すればよいのでしょうか。	提出の必要はありません。広島県交付要綱にあります、別添2のエクセルファイルは「交付要綱兼実績報告書」のため、実績報告時に提出いただく書類になります。

12	事前協議申請方法について (7/23追加)	事前協議に誤った情報を記入して申請をしたのですが、どうすればよいでしょうか。	①広島県電子申請システムの「メニュー」から「申請状況確認」を選択します。 ②申請時に広島県電子申請システムから送られてくるメールから「整理番号」を確認し入力・検索します。 ③該当の申請が出てきますので選択して「取下げ」を行います。 ④修正ができますので、修正した後に再提出して下さい。
13	申請後の手続き等について	内示はいつ頃でしょうか。	8月中を予定しております。
14	申請後の手続き等について	補助金が振り込まれる時期はいつ頃でしょうか。	令和9年3月31日までには支払いを行うよう調整中です。日程の詳細は追って通知いたします。
15	申請後の手続き等について	仕入控除税額の報告は必要ですか。	消費税及び地方消費税は補助対象としておりませんので、仕入控除税額の報告は不要です。

介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A

令和8年7月23日現在

番号	内容	質問	回答
1	補助単価について	各サービス毎の補助単価の金額設定の考え方について教えてください。	本補助事業の補助単価については、介護事業所・施設における物件費にかかる物価上昇の影響を考慮しつつ、サービス継続を図るための必要な物品等を購入するにあたり必要となる金額として設定したものです。また、訪問・送迎による移動距離が長い訪問介護や事業規模が様々な通所介護については、物価上昇による影響も踏まえ単価差を設けました。
2	補助対象サービス種別について	地域包括センターは補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれません。
3	補助対象サービス種別について	老人ホーム及びサービス付き高齢者専用住宅は補助対象となりますか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者専用住宅は、補助対象に含まれません。
4	補助対象サービス種別について	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれません。
5	補助対象サービス種別について	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。

6	補助対象サービス種別について	医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合であっても、補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれません。令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、提供実績がない事業所として判断して差し支えないとされています。
7	補助対象サービス種別について	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれますか。	補助対象に含まれません。
8	補助対象サービス種別について	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。この場合、基準上限額は1事業所あたり20万円とします。
9	補助対象サービス種別について	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定しますか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われるため、空床利用の利用者分については、補助対象に含まれません。なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。
10	補助対象サービス種別について	同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか？	その認識で間違いありません。それぞれ指定サービス毎に補助対象とすることを想定しています。なお、複合型サービスについては、一つの事業所として補助対象としています。
11	事前協議申請方法について	「協議額」とあるが、何を入力したらよいでしょうか。	別添1にある金額を上限として入力ください。

12	事前協議申請方法について	当事業所におけるサービスは、別添1を参考にすると、上限額が20万と記載されていますが、事業所としては16万しか使用しない予定です。この場合、「協議額」にはいくら入力すればよいでしょうか。	16万円での入力が可能です。ただし、内示額は協議額をもとに算出するため、内示額以上の交付はできないことをご注意ください。
13	対象経費について	いつから発生した経費が対象となりますか。	内示通知から実績報告を提出するまでの間に購入したものとしています。
14	対象経費について	補助対象経費について判断基準を教えてください。	本補助金については、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなど、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実状に応じて必要な物品の購入経費に充当することを可能としています。ただし、本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認められません。
15	対象経費について	災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とありますが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいでしょうか。	使用しても問題ございません。なお、消耗品等の補充については、日々の運営費の中で購入するものであるため、追加で補助金を交付することは想像しておりません。
16	対象経費について	空気清浄機は対象でしょうか。	対象となります。ただし、災害時の感染症対策及び衛生管理の観点で購入品を選定してください。
17	対象経費について (7/23追加)	対象経費として「燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費」とありますが、訪問するにあたって使用する電動自転車は対象でしょうか。	対象ではありません。本事業における「生活環境改善」や「負担軽減・勤務環境改善」とは、あくまで「猛暑や極寒（寒波）などの気候変動対策」として必要となる物品や備品の購入等にかかる経費を指します。

介護施設等に対するサービス継続支援事業 Q&A

令和8年7月23日現在

番号	内容	質問	回答
1	事前協議申請方法について	「協議額」とあるが、何を入力したらよいでしょうか。	「18千円 × 定員数」で算出した金額を上限として千円単位で入力してください。
2	対象経費について	いつから発生した経費が対象となりますか。	令和7年4月1日から実績報告の提出期限までの経費を対象とします。 ※（7/23補足）HPに「交付対象については内示後に購入した物に限ります。」とありますが、介護施設等に対するサービス継続支援事業については「令和7年4月1日から」が正しいです。
3	対象経費について	食料品の購入費のほか食事の準備の外注費（セントラルキッチンの利用など、食事の準備の委託費等）は対象ですか。	対象となります。
4	対象経費について	食事提供に係る職員の賃金も対象ですか。	対象外です。施設職員の賃金に充てることはできません。ただし、食事の準備を委託している施設についてはその経費を対象として差し支えないです。
5	対象経費について	食料品の購入のためのギフトカードの購入費は対象ですか。	対象外です。

6	対象経費について	対象経費を「食材料費等」としているが、「等」はどのような経費を想定していますか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を外注している施設などが考えられます。
7	対象経費について	定員1人あたり1.8万円の補助上限額となりますが、食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要はありますか。	本事業は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであり、利用者負担額分を考慮する必要はないと考えています。